

平成31年1月16日

会員各位

岐阜県行政書士会
第二業務部長 本間 大介
業務総合対策部会長 玉置 啓昭

相続に関する法律の施行について（お知らせ）

民法（相続法）改正など相続に関する法律について、平成31年1月13日から段階的に施行されますのでお知らせ致します。

記

<添付書類>

・法務省ポスター、パンフレット「相続に関するルールが大きく変わります」

以上